第四十二号の四様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第14項の規定による期間を延長する旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第３項に規定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第14項の規定により通知します。

（略）

第四十二号の五様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第15項の規定による

適合しない旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第15項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（略）

第四十二号の六様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第15項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

第四十二号の四様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第６条第４項に規定する期間を延長する旨の通知書

（略）

建築主、設置者又は築造主　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第６条第４項に規定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同法第18条第13項の規定により通知します。

（略）

第四十二号の五様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第３項の規定による

適合しない旨の通知書

（略）

建築主、設置者又は築造主　　様

（略）

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第３項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

（略）

第四十二号の六様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第14項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）